

## IFRS解釈指針委員会ニュース

2015年9月8日から9日にかけて開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」)の会議において、IFRIC解釈指針、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の状況を「論点サマリー」にまとめている。

なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。また、2015年9月に開催された国際会計基準審議会(以下「IASB」)の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われた論点はなかった。



### 【要約】

- IFRIC解釈指針に関して、1つの論点に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われた。
- 会計基準の限定的改訂に関して、5つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案が公表済みであり、1つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されているが、2015年9月のIFRS-IC会議において審議は行われていない。
- IFRSの年次改善に関して、2015-2017年サイクルに含まれる1つの論点について審議が行われた。
- 2015年9月のIFRS-IC会議において確定したアジェンダ却下通知はなかったが、7つのアジェンダ却下通知案が公表された。
- 上記の他に、3つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。また、IASBのアジェンダコンサルテーションへの対応に関する議論も行われた。

### 【IFRIC解釈指針】

IFRIC解釈指針は、特定の基準書の適用上の論点に関する解釈である。現在、以下のIAS第12号「法人所得税」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われている(詳細は「[論点サマリー:IFRIC解釈指針案](#)」を参照)。

- **【IAS第12号】法人所得税の不確実性の会計処理**  
IAS第12号のIFRIC解釈指針案に関する審議はすでに終了しており、IASBは2015年12月までにIAS第12号のIFRIC解釈指針案を公表する予定である。

- **【IAS第16号】有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理**

2015年9月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われたものの結論には至らず、今後のIFRS-IC会議で引き続き審議が行われる予定である。

- **【IAS第21号】外貨建取引及び前受(前払)対価**

IAS第21号のIFRIC解釈指針案に関する審議はすでに終了しており、IASBは2015年12月までにIAS第21号のIFRIC解釈指針案を公表する予定である。

### 【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度が高く、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。現在、5つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案が公表済みであり、今後1つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されている。

- **会計基準の限定的改訂—公開草案公表済**

IFRS-IC会議において議論された論点に関する以下の5つの公開草案が公表されているが、2015年9月のIFRS-IC会議、2015年9月のIASB会議においては、審議は行われていない(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂—公開草案公表済](#)」を参照)。

- 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」
- 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」
- 公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」

- 公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」
- 公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」

#### ■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定

IASBは、2015年12月までにIAS第40号「投資不動産」に関する限定的改訂案を公表する予定である。この改訂案に関する審議及び最終確認手続はすでに終了している(詳細は「[論点サマリー: 会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定](#)」を参照)。

#### 【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改善をとり行うものである。現在、進行中のもは次のとおりである(詳細は「[論点サマリー: IFRSの年次改善\(2014-2016年サイクル\)](#)」、「[論点サマリー: IFRSの年次改善\(2015-2017年サイクル\)](#)」を参照)。

| サイクル       | 公開草案             | 最終基準書 |
|------------|------------------|-------|
| 2014-2016年 | 2015年10月-12月公表予定 | 未定    |
| 2015-2017年 | 未定               | 未定    |

2014-2016年サイクルに関しては、2015年9月のIFRS-IC会議及び2015年9月のIASB会議において特に審議は行われていない。2015年-2017年サイクルに関しては、2015年9月のIFRS-IC会議において、IFRS第11号「共同支配の取決め」に関する次の論点について審議が行われた。

#### ■ 【IFRS第11号】 既存持分の再測定

IFRS-ICは、共同支配の取決めの資産及び負債の既存持分に係る会計処理について、取引の種類ごとに検討を行った。その結果、取引により共同支配事業に対する支配を獲得する場合、及び共同支配事業に対する持分の変動により共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合について、既存持分を再測定するか否かを暫定的に決定した。これに伴い、関連するIFRS第3号「企業結合」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の規定を明確化するために必要な改訂案を、IFRSの年次改善として公表することを暫定的に決定した。

#### 【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2015年9月のIFRS-IC会議において確定したアジェンダ却下通知はなかったが、IFRS-ICは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第32号「金融商品:表示」及びIAS第39号「金融商品:認識及び測定」に関する7つのアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2015年11月23日である(詳細は「[論点サマリー: アジェンダ却下通知](#)」を参照)。

#### 【その他の論点等】

2015年9月のIFRS-IC会議において、今後の取扱いを検討中の論点として、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第28号「関連会社及び共同支配事業に対する投資」、IAS第38号「無形資産」及びIFRIC解釈指針第12号「サービス委譲契約」に関する以下の論点について審議が行われた。また、IASBのアジェンダコンサルテーションへの対応について議論が行われた(詳細は「[論点サマリー: その他の論点](#)」を参照)。

#### ■ 【IFRS第9号及びIAS第28号】 長期持分の減損

関連会社または共同支配企業に対する長期持分の測定(特に減損)を検討する場合に適用される会計基準の枠組みについて、IFRS-ICはこの論点をアジェンダに追加し、将来のIFRS-IC会議において引き続き議論する予定である。

#### ■ 【IFRS第11号】 既存持分の再測定

共同支配の取決めの資産及び負債の既存持分に係る会計処理について、前述のとおり、関連する規定を明確化するためのIFRSの年次改善を公表することを暫定的に決定し、また、事業の定義を満たさないケースについてはアジェンダに加えなかったことを決定した。ただし、取引類型のうち、支配の喪失により共同支配事業に対する共同支配を有するか共同支配事業の当事者となるケースについては、現在IASBがリサーチプロジェクトで検討している他の論点との類似性から、IFRS-IC会議において引き続き検討するか否かをIASBの意思決定に委ねることとなった。

#### ■ 【IAS第16号、IAS第38号及びIFRIC解釈指針第12号】 サービス委譲契約における営業者から委譲者への変動支払い

サービス委譲契約における営業者から委譲者への支払いを契約の当初において資産及び負債の測定に含めるか、または未実行契約として発生した都度費用として認識するかという論点について審議された。IFRS-ICは今後の会議において引き続き審議する予定である。

## 【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中のIFRIC解釈指針案、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

| 公開草案・論点         | 関連IFRS             | 概要  | ステータス  |
|-----------------|--------------------|---|--|
| IFRIC解釈指針案      |                    |   |  <b>2015年9月のIFRS-IC会議における審議</b>   |
| 法人所得税の不確実性の会計処理 | IAS第12号<br>「法人所得税」 | <p>税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服申立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号の「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号の「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。</p> <p>また、税務上のポジションに不確実性がある場合の当期税金をどのように測定するか。</p> | <p><b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは、2014年1月に公表したアジェンダ却下通知案に関して寄せられたコメントに基づいて、2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において再審議した。その結果、認識については、2014年7月のIFRS-IC会議においてアジェンダ却下通知を確定させた。また、測定については、2014年9月のIFRS-IC会議において、範囲及び会計単位等を明確にしたうえで、さらなる分析と検討を進めることとされ、2014年11月のIFRS-IC会議において、最頻値法または期待値法を用いて測定を行うことが暫定的に決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて、以下のとおり暫定的に決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期税金に加えて、繰延税金の会計処理における不確実性の影響に関するガイダンスを範囲に含める。</li> <li>● 当期税金及び繰延税金を測定する際の不確実性の反映方法に関する開示規定等も含める。</li> <li>● 将来に向かって適用する。</li> </ul> <p>2015年4月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。2015年12月までに公表する予定である。</p> |

| 公開草案・論点                            | 関連IFRS              | 概要   | ステータス  |
|------------------------------------|---------------------|--|--|
| <b>IFRIC解釈指針案(続き)</b>              |                     |  |  |
| 有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理 | IAS第16号<br>「有形固定資産」 | <p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期純利益に含めて認識する。</li> </ul> <p>有形固定資産の原価に含めて認識する。</p> | <p><b>★【審議の状況】</b> 2014年7月のIFRS-IC会議における審議の結果、アジェンダ却下通知案が公表されたが、それに関して寄せられたコメントに基づいて再審議し、2014年11月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加することが決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合いに分析の焦点を置くべきことや、IAS第16号上、収入は試運転にのみ関連付けられている点などについて議論が行われた。2015年5月のIFRS-IC会議において試運転の意味合い及び開示規定について引き続き議論が行われた。2015年9月のIFRS-IC会議において、一部の産業では試運転以外からも収入が発生することが指摘され、費用の有形固定資産と在庫の原価への配分について議論が行われた。また、経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置いた時点の判断について議論が行われた。今後のIFRS-IC会議において、引き続き具体的なIFRIC解釈指針案について審議する予定である。</p> |

| 公開草案・論点               | 関連IFRS                 | 概要   | ステータス   |
|-----------------------|------------------------|--|---|
| <b>IFRIC解釈指針案(続き)</b> |                        |  |   |
| 外貨建取引及び前受(前払)対価       | IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」 | 返還不能な前受金がある場合を含めて、外貨建収益取引は、どの為替レートで換算すべきか。 | <p><b>【審議の状況】</b> 2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、この論点をアジェンダに追加した。2015年1月のIFRS-IC会議において、IAS第21号第22項に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて以下の点について暫定的に決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正価値で当初認識するものや保険契約、法人所得税を除き、資産・費用・収益の認識に関して、非貨幣性項目に該当する前受けまたは前払いでの外貨建対価が生じる取引を範囲に含める。</li> <li>● 支払が複数にわたるケースなど、段階的に取引を認識する場合、各段階の取引日レートを用いることとし、その後に換算替えを行わないことを明確化する。</li> <li>● 適用日はIFRS第15号「顧客との取引から生じる収益」よりも前には設定しない。早期適用は認める。移行規定を設けるが、IFRS初度適用企業のための移行規定は設けない。</li> </ul> <p>2015年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針案を審議し、その適用範囲、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」との関係や移行規定について暫定的に決定した。2015年5月のIFRS-IC会議において、売掛債権及び買掛債務等の貨幣性項目の換算替えから生じる為替差損益の表示に関する論点について審議したものの、IFRIC解釈指針案の論点と異なる論点であるため、結論の根拠においてこの論点について触れないことが決定された。2015年6月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。2015年12月までに公表する予定である。</p> |

| 公開草案・論点   | 関連IFRS                | 概要   | ステータス  |
|---|-----------------------|--|--|
| <b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表済</b>   |                       |  |  |
| 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂案)」 <sup>1</sup>  | IFRS第2号<br>「株式に基づく報酬」 | <p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響</li> <li>● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類</li> <li>● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理</li> </ul> | <p><b>【再審議の状況】</b> 2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議を行った。その結果、左記の3つの論点について、公開草案での提案事項のさらなる明確化及び単純化の要請に応えるため、以下の項目を反映したうえで、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案された会計処理の適用範囲の明確化</li> <li>● 設例の追加</li> <li>● 結論の根拠での説明や他の基準への参照の追加</li> </ul> <p>また、移行規定について、公開草案の提案事項を、既存の権利未確定の株式に基づく報酬や新規の株式に基づく報酬にどのように適用するかの説明を追加することをIASBに提案する予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 未定</p> |
| ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定<br>(公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 (IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」 <sup>2</sup> ) | IFRS第13号<br>「公正価値測定」  | 公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクスポージャーで管理している金融商品のグループについては、ネット・エクスポージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。  | <p><b>【再審議の状況】</b> 2015年3月及び4月のIASB会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて引き続き再審議が行われた。2015年4月のIASB会議において、この公開草案に含まれている例示についてはIFRS第13号の規定を適切に表現していることが確認されたが、実務上ばらつきが生じていないことに鑑み、別個の文書として公表する必要はないと決定された。2015年7月のIASB会議において、引き続き再審議をしたが、重要な決定には至らなかった。今後のIASB会議において引き続き審議を行う予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 未定</p>  |

1 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂案)」を公表を参照

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定 (IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

| 公開草案・論点  | 関連IFRS  | 概要   | ステータス   |
|--|---|--|---|
| <b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)</b>  |   |  |   |
| 公開草案「負債の分類 (IAS第1号の改訂案)」 <sup>3</sup>  | IAS第1号<br>「財務諸表の表示」   | <p>公開草案において、負債の流動・非流動の分類について以下を明確化することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 負債の流動・非流動の分類は、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行われること</li> <li>● 負債の決済と企業から流出する資源との関係</li> </ul> | <p><b>【再審議の状況】</b> 公開草案に関するコメント期限は2015年6月10日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 未定</p>  |
| 公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識 (IAS第12号の改訂案)」 <sup>4</sup>                                      | IAS第12号<br>「法人所得税」  | <p>公開草案において、繰延税金資産の認識の判断を行う際に検討する将来の課税所得の範囲を明確にし、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合の繰延税金資産の認識方法について、設例を追加することが提案されている。</p>  | <p><b>【再審議の状況】</b> 2015年3月のIFRS-IC会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議が行われた結果、以下の項目について修正したうえで、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定とされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例示をより簡潔にすることに加え、例示における負債性金融商品が公正価値で測定されること等を明記する。</li> <li>● 限定的遡及方法をより明確に記載する。</li> <li>● 将来減算一時差異の評価に用いる「控除項目を除く課税所得」の意味を結論の根拠において記載する。</li> </ul> <p>2015年6月のIASB会議において、IASBは、設例や移行規定等を修正することを条件に、本改訂案を最終基準化することを決定した。また、2015年7月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認手続を行い、本改訂の適用日を2017年1月1日とし、早期適用を認めることを決定した。最終基準書は、2016年3月までに公表する予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 2016年1月－3月</p> |
| 公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性 (IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」 <sup>5</sup> | IAS第19号<br>「従業員給付」<br>IFRIC解釈指針第14号<br>「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」 | <p>本公開草案は、報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じた場合の会計処理、及び特定の場合における確定給付制度からの返還の利用可能性の判断について提案している。</p>   | <p><b>【再審議の状況】</b> 公開草案公表中</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年10月19日</p>   |

3 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「負債の分類 (IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

4 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識 (IAS第12号の改訂案)」を公表を参照

5 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性 (IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」を公表を参照

| 公開草案・論点                          | 関連IFRS                         | 概要  | ステータス   |
|----------------------------------|--------------------------------|---|---|
| <b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定</b>       |                                |   |   |
| 投資不動産の振替え                        | IAS第40号<br>「投資不動産」             | 建設中の投資不動産の用途変更が明らか<br>な場合、棚卸資産から投資不動産へ振り替<br>えるべきか。   | <b>【審議の状況】</b> 2015年1月のIFRS-IC会議<br>において、IFRS-ICはこの論点について審<br>議した結果、建設中または開発中の投資不<br>動産について、用途変更の発生が証明され<br>る場合に限り、投資不動産への振替えまた<br>は投資不動産からの振替えを求めるよう、<br>IAS第40号の限定的改訂をIASBに提案する<br>ことを決定した。2015年4月及び5月のIASB<br>会議において、IASBは、概ねIFRS-ICの提<br>案どおり、この限定的改訂案を決定し、公<br>開草案の公表に向けて最終確認手続を行<br>った。<br><br><b>【公開草案公表予定】</b> 2015年10月－12月 |
| <b>IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)</b> |                                |   | <b>【公開草案公表予定】</b> 2015年10月－12月  |
| 短期的な免除規定の<br>削除                  | IFRS第1号<br>「国際財務報告基<br>準の初度適用」 | 以下の短期的な免除規定について、不要と<br>なったときに削除することが提案されている。<br>● IFRS第1号E3項－E7項における免除規<br>定(2016年7月1日以降に開始する会計<br>年度から適用される予定)<br>● IFRSの年次改善(2012-2014年サイクル)<br>において提案されているIFRS第7号「金融<br>商品：表示」の改訂に関する免除規定<br>(2018年1月1日以降に開始する会計年度<br>から適用される予定) | <b>【審議の状況】</b> 2013年12月のIASB会議に<br>おいて審議が行われ、左記のと通りの改訂<br>を行うことが決定された。2014年7月のIASB<br>会議において、IASBは、2013-2015年サイ<br>クルを中止し、本改訂案を2014-2016年サイ<br>クルに含めることを決定した。2015年4月及<br>び5月のIASB会議において、公開草案の公<br>表に向けて承認及び最終確認手続が行わ<br>れた。   |
| 開示規定の範囲に関<br>する明確化               | IFRS第12号<br>「他の企業への関<br>与の開示」  | IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産<br>及び非継続事業」に基づいて、売却目的保有<br>または非継続事業に分類した他の企業に対<br>する持分にIFRS第12号の開示規定を適用す<br>ることが要求されるか。  | <b>【審議の状況】</b> 2015年5月のIFRS-IC会議<br>において、IFRS第5号及びIFRS第12号の開<br>示規定について審議が行われた。2015年7<br>月のIASB会議において、IASBは、売却目的<br>保有または非継続事業に分類した他の企<br>業に対する持分にIFRS第12号の開示規定<br>(B10項-B16項を除く)を適用しなければなら<br>ないことを明確化する改訂案、及びこの<br>改訂案を遡及適用することについて決定し<br>た。また、公開草案の公表に向けて最終確<br>認手続も行われた。  |

| 公開草案・論点                               | 関連IFRS                           | 概要  | ステータス   |
|---------------------------------------|----------------------------------|---|---|
| <b>IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル) (続き)</b> |                                  |   |   |
| 投資先の公正価値測定                            | IAS第28号<br>「関連会社または共同支配企業に対する投資」 | IAS第28号第18項において、ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業に対する投資の評価に例外的に公正価値評価が認められるが、そのような評価は企業が会計方針として選択するものか、もしくは、関連会社または共同支配企業ごとに評価することができるか。 | <p><b>【審議の状況】</b> 2015年1月のIASB会議において、2014年11月のIFRS-IC会議における提案に基づいて審議が行われた結果、以下のケースについて投資ごとに選択できることを明確化する改訂案をIFRSの年次改善として公表することが暫定決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業について当期純利益を通じて公正価値で測定するケース</li> <li>● 投資企業でない企業が有する投資企業である関連会社または共同支配企業に対して持分法を適用する場合で、その投資企業の公正価値測定を引き継ぐケース</li> </ul> <p>2015年4月及び5月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて承認及び最終確認手続が行われた。</p>   |
| <b>IFRSの年次改善(2015-2017年サイクル)</b>      |                                  |   | <p> <b>2015年9月のIFRS-IC会議における審議</b></p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 未定</p>  |
| 既存持分の再測定                              | IFRS第11号<br>「共同支配の取決め」           | 関連する資産または資産グループが事業の定義を満たす場合、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきか。  | <p> <b>【審議の状況】</b> 2015年9月のIFRS-IC会議において、関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」における事業の定義を満たす場合に、取引の種類ごとに、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきかの検討が行われた。</p> <p>審議の結果、共同支配事業に対する支配を獲得する場合、既存持分を再評価すべきであると暫定的に決定した。</p> <p>一方、共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合は、共同支配事業がIFRS第3号の事業の定義に該当しても、既存持分を再評価すべきではないと暫定的に決定した。</p> <p>IFRS-ICは、審議の過程で把握されたIFRS第3号及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の一部改訂案についてIFRSの年次改善として公表することを、IASBに提案する予定である。</p> |

| 公開草案・論点                               | 関連IFRS             | 概要  | ステータス  |
|---------------------------------------|--------------------|---|--|
| <b>IFRSの年次改善(2015-2017年サイクル) (続き)</b> |                    |   |  |
| 資産化後に発生した<br>特定借入の借入コスト               | IAS第23号<br>「借入コスト」 | 適格資産に係る資産化が終了した後に発生した特定の借入コストを一般借入に含めて他の適格資産に係る借入コストの資産化率を算出すべきか否か。 | <b>【審議の状況】</b> 2015年5月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第23号第14項の規定を明確化する改訂を行うことが暫定的に決定された。2015年7月のIFRS-IC会議において、当期の資産化対象特定借入コストを除き、すべての借入コストを一般目的の借入コストに含める改訂案、及びこの改訂案を将来に向かって適用することを決定した。今後のIASB会議において、この改訂案をIFRSの年次改善としてIASBIに提案する予定である。 |

| 公開草案・論点                          | 関連IFRS                             | 概要  | ステータス  |
|----------------------------------|------------------------------------|---|--|
| <b>アジェンダ却下通知</b>                 |                                    |   |  <b>確定</b>  <b>公表中</b>  <b>新規公表</b>   |
| 処分グループに含まれている非流動資産に対する減損損失の配分の範囲 | IFRS第5号<br>「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」 | 資産の帳簿価格が減損損失を上回る場合、処分グループの減損損失を配分し、非流動資産を処分コスト控除後の公正価値または使用価値を下回る金額に減額できるか。   | <p> <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、IFRS第5号第23項は非流動資産への配分について定めており、IAS第36号「資産の減損」第104項及び第122項を参照しているものの、減損損失の配分を制限するIAS第36号第105項を参照していないため、IFRS第5号に従って測定する非流動資産に処分グループの減損損失を配分する場合にはこの制限を適用する必要はないと指摘した。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年11月23日</p>           |
| 継続事業及び非継続事業の間で行われる取引の表示          | IFRS第5号<br>「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」 | IFRS第5号第30項は、非継続事業及び非流動資産の処分の影響に関する表示及び開示を求めているが、継続事業及び非継続事業の間で行われる取引の消去について特に定めていない。   | <p> <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、IFRS第10号「連結財務諸表」はグループ間の収益・費用取引等の消去に関する規定を定めており、IFRS第5号及びIAS第1号「財務諸表の表示」においてIFRS第10号の規定を逸脱する規定がないと指摘した。また、企業の実事及び状況を考慮し、IFRS第5号第30項に基づいて財務諸表上の注記において追加の開示を行う必要があるかもしれないことも指摘した。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年11月23日</p> |
| IFRS第5号に関する複数の論点                 | IFRS第5号<br>「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」 | IFRS-ICは、2013年5月以降、以下の範囲、測定、表示及び開示に関する論点について審議してきた。 <p><b>範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 売却目的保有の範囲</li> <li>● 処分グループが主に金融商品から構成される場合の会計処理</li> </ul> <p><b>測定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処分グループの減損</li> <li>● 処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れ</li> </ul> <p><b>表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非継続事業を表示するにあたり、「主要な事業分野」という概念のあてはめ方</li> <li>● IFRS第5号第28号における開示規定の適用方法</li> </ul> | <p> <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、IASBが最近公表した意見募集「2015年のアジェンダコンサルテーション」において潜在的にIFRS第5号に関連する研究プロジェクトが含まれているため、アジェンダコンサルテーションの終了後に左記の論点について再検討すべきであると指摘した。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年11月23日</p>   |

| 公開草案・論点              | 関連IFRS                 | 概要  | ステータス   |
|----------------------|------------------------|---|---|
| <b>アジェンダ却下通知(続き)</b> |                        |   |   |
| ヘッジ会計の移行規定           | IFRS第9号<br>「金融商品」      | <p>IAS第39号からIFRS第9号へ移行する際に、以下のヘッジ対象及びヘッジ手段について明確化が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【論点①】移行時のヘッジ関係をリスク管理方針に整合させるために、ヘッジ対象を、非金融商品全体(IAS第39号において認められているヘッジ関係)からその非金融商品の構成要素(IFRS第9号において認められているヘッジ関係)に変更した場合、そのヘッジ関係を継続ヘッジ関係として取り扱うことが認められるか。</li> <li>●【論点②】IFRS第9号において非金融商品全体をヘッジ指定として継続することが認められるか。</li> </ul> | <p>▲【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【論点①】IFRS第9号へ移行する際に、ヘッジ対象を非金融商品の構成要素に変更した場合、IFRS第9号第7.2.22項に従って将来に向かって適用する。なお、当初のヘッジ関係を継続しながら、ヘッジ対象を変更した場合、IFRS第9号第7.2.26項の要件を満たさないヘッジ会計要件の遡及適用に該当するため、継続ヘッジとして取り扱うことは認められない。</li> <li>●【論点②】IFRS第9号への移行時に、IFRS第9号の要件を満たす場合には、非金融商品全体をヘッジ指定として継続することが認められる。</li> </ul> <p>【コメント期限】2015年11月23日</p>                                   |
| 既存持分の再測定             | IFRS第11号<br>「共同支配の取決め」 | <p>関連する資産または資産グループが事業の定義を満たさない場合、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきか。</p>   | <p>▲【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは以下の取引の類型について、関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」における事業の定義を満たさない場合に、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきかの検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同支配事業に対する支配を獲得する場合</li> <li>● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合</li> </ul> <p>IFRS-ICは、既存のIFRSにおいて事業の定義に該当しない資産または資産グループの会計処理に係るガイダンスが提供されており、また実務において会計処理の多様性が認められないことから、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。</p> <p>【コメント期限】2015年11月23日</p> |

| 公開草案・論点  | 関連IFRS                                    | 概要   | ステータス  |
|--|---|--|--|
| <b>アジェンダ却下通知(続き)</b>                               |   |  |  |
| 長期供給契約   | IAS第2号<br>「棚卸資産」<br><br>IAS第38号<br>「無形資産」 | 原材料を購入する際に重要な前払を行った場合、棚卸資産の帳簿価格に貨幣の時間価値を反映すべきか。  | <p><b>■【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、アウトリーチを実施した結果、棚卸資産に関する長期供給契約について限られた情報しか入手できなかったため、この論点を取り扱うことができないと判断した。ただし、棚卸資産の長期供給契約に資金調達要素を識別する場合はその要素を別個に会計処理すべきであると指摘した。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年9月28日</p>                  |
| 非流動資産の税務基準額について換算レートの変動から生じる一時差異に関する繰延税金の当期純利益での認識 | IAS第12号<br>「法人所得税」                        | 非貨幣性の資産及び負債の税務基準額が企業の機能通貨ではない通貨により決定される場合、換算レートの変化により生じる税務基準額の変動に係る繰延税金を当期純利益に含めて認識すべきか。   | <p><b>■【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IAS第12号第41項において、為替レートの変動により一時差異が生じ、繰延税金資産または負債が生じる場合、これによる繰延税金は当期純利益に計上されることが明示されている。このためIFRS-ICは、IFRSの既存の規定は既に十分なガイダンスを提供していることから、論点をアジェンダに追加しないことを決定した。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年9月28日</p> |
| 発行者の財務諸表における自社発行プリペイドカードに関する負債の分類                  | IAS第32号<br>「金融商品:表示」                      | <p>以下の特徴を有するプリペイドカードの発行時の負債をどのように分類すべきか。また、残高をどのように会計処理すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効期限がない</li> <li>● 返金・換金できない</li> <li>● 財・サービスのみに変換できる</li> <li>● 特定の加盟店(発行者を含む)のみで交換できる</li> <li>● 後払手数料がない(保有者はポイントを交換しない限り、残高は減少しない)</li> <li>● カスタマーロイヤリティプログラムの一環として発行されていない</li> </ul> | <p><b>▲【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、プリペイドカードの保有者は加盟店(発行者を含む)でポイントを交換することで、発行者はその加盟店に現金を引き渡す義務が生じるため、プリペイドカード負債は金融負債の定義を満たすと指摘した。したがって、IFRS第9号に基づいてプリペイドカード負債の認識をいつ中止すべきかを判定する。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年11月23日</p>      |

| 公開草案・論点                          | 関連IFRS                   | 概要   | ステータス   |
|----------------------------------|--------------------------|--|---|
| <b>アジェンダ却下通知(続き)</b>             |                          |  |   |
| マイナス金利環境における変動金利ホスト契約と組込金利フロアの分離 | IAS第39号<br>「金融商品：認識及び測定」 | IAS第39号における組込デリバティブの要件をマイナス金利環境においてどのように適用すべきか。特に、IAS第39号AG33項(b)をマイナス金利環境における変動金利ホスト契約と組込金利フロアに適用すべきか。また、IAS第39号AG33項(b)における「市場金利」をどのように決定すべきか。 | <p>▲ <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IAS第39号AG33項(b)は、マイナス金利環境とプラス金利環境とを区別していないため、マイナス金利環境においてもIAS第39号AG33項(b)を適用すべきである。</li> <li>● 市場金利は、IFRS第13号「公正価値測定」における公正価値概念と関連しており、またIAS第39号AG64項において「同様の信用リスクを有する同様の金融商品の金利」と定義されているため、IAS第39号AG33項(b)を適用するにあたり、契約当事者が事業を行っている市場における信用リスクスプレッド等を考慮し、契約発行時の市場金利を決定する。</li> </ul> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年11月23日</p> |

| 公開草案・論点                | 関連IFRS                 | 概要   | ステータス  |
|------------------------|------------------------|--|--|
| その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等) |                        |  |  <b>2015年9月のIFRS-IC会議における審議</b>   |
| 事業結合における非支配持分の強制取得     | IFRS第3号<br>「企業結合」      | 取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取り申請について負債を認識すべきか。 | <b>【審議の状況】</b> 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取りの申し出は非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)と経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。   |
| 既存持分の再測定               | IFRS第11号<br>「共同支配の取決め」 | 共同支配事業に対する追加の持分を取得し、共同支配事業者となった(すなわち、共同支配を獲得した)場合、その共同支配事業に対する既存の持分を公正価値によって再測定すべきか。                 |  <b>【審議の状況】</b> 共同支配の取決めの資産及び負債の既存持分の係る会計処理の検討にあたり、2015年7月のIFRS-IC会議において審議した結果、以下の取引をプロジェクトの範囲に含めることを決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同支配事業に対する支配を獲得する場合(取引1)</li> <li>● 支配を喪失することにより、共同支配事業に対する共同支配を有するか、または共同支配事業の当事者となる場合(取引2)</li> <li>● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合(取引3)</li> </ul> <p>2015年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、取引1及び取引3について、関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」の事業の定義を満たす場合に、IFRS-ICは既存持分を再評価すべきかについて暫定的に決定し、必要な改訂案をIFRSの年次改善として公表することをIASBに提言する予定である。一方、関連する資産または資産グループが事業の定義を満たさない場合についてはアジェンダに加えないことを決定した。これらの内容はIFRSの年次改善(2015-2017年サイクル)及びアジェンダ却下通知の項を参照のこと。</p> <p>またIFRS-ICは、取引2が現在IASBがリサーチプロジェクトで検討している共同支配企業または関連会社に対する資産の売却または拠出の取引と類似していることから、この検討を延期するかどうかについてIASBの意思決定に委ねることを決定した。</p> |

| 公開草案・論点                           | 関連IFRS  | 概要   | ステータス  |
|-----------------------------------|---|--|--|
| <b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b> |   |  |  |
| 長期持分の減損                           | IFRS第9号<br>「金融商品」<br>IAS第28号<br>「関連会社及び共同支配企業に対する投資」                | 関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期投資の測定、特に減損はいずれの会計基準に従って会計処理すべきか。 | <p><b>★【審議の状況】</b> IFRS-ICは、アウトリーチの結果この論点について実務上の多様性が認められ、またこの論点についてのIFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の適用関係は明確ではないことから、この論点をアジェンダに追加することを決定した。</p> <p>IFRS-ICは将来のIFRS-IC会議において引き続きこの論点を検討する予定である。</p>   |
| 会計方針の変更と会計上の見積りの変更                | IAS第8号<br>「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」                                     | IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。                         | <p><b>【審議の状況】</b> 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイダンスを提供することが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。2015年5月のIASB会議において審議が行われたが、重要な決定には至らなかった。</p>  |
| 有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い        | IAS第16号<br>「有形固定資産」<br>IAS第38号<br>「無形資産」<br>IFRIC第12号<br>「サービス委譲契約」 | 有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。                          | <p><b>★【審議の状況】</b> IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」<sup>6</sup>に関する再審議後に再検討することを決定した。2015年9月のIFRIC-IC会議において、審議が再開され、リースプロジェクトにおいて検討された資産取得契約に含まれる変動対価の会計処理に含まれる原則の適用可能性及びサービス委譲契約に含まれる営業者から委譲者への変動支払いの会計処理について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。IFRS-ICは、将来のIFRS-IC会議においてこの論点を引き続き検討する予定である。</p> |

6 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「リース」を公表を参照

| 公開草案・論点                           | 関連IFRS                          | 概要   | ステータス   |
|-----------------------------------|---------------------------------|--|---|
| <b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b> |                                 |  |   |
| ファンドに対するファンドマネジャーの重要な影響力          | IAS第28号<br>「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 | ファンドに対して投資しているファンドマネジャーが、IFRS第10号において代理人であると判断された場合、そのファンドに対して重要な影響力を有するか否かを判定すべきか。また、その判定はどのように行うべきか。 | <b>【審議の状況】</b> 2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、アジェンダ却下通知案を公表し、ファンドマネジャーが重要な影響力を有するか否かを判定すべきであると指摘した。ただし、2015年1月のIFRS-IC会議において、代理人として財務上及び経営上の意思決定に参加するパワーが重要な影響力にどのような影響を及ぼすかについては合意には至らなかった。今後、持分法に関するIASBの研究プロジェクトにこの論点が含まれない場合、IFRS-ICはこの論点を再検討する予定である。 |
| 非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)      | IAS第32号<br>「金融商品:表示」            | 連結財務諸表上、非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)を、どのように会計処理すべきか。   | <b>【審議の状況】</b> 2012年6月にIFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」が公表されたが、寄せられたコメントを踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様に純額ベースの公正価値で測定すべきであると決定し、2013年3月のIASB会議において提案した結果、IASBが引き続き検討する予定である。  |

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

#### IFRSアドバイザー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

あずさ監査法人では、2015年9月のIFRS解釈指針委員会の会議概要に関するオンライン解説「IFRS-IC会議速報」を作成中です。後日、IFRSサイトに掲載する予定です。